

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地勢

南さつま市（以下「当市」という。）は薩摩半島の南西部に位置し、総面積は 283.59 km²で、北は鹿児島市・日置市、東は枕崎市・南九州市に隣接し、南側及び西側は東シナ海に面しており、海岸線の北西部は砂丘地帯を形成し、南西部は変化に富んだリアス海岸が続いている。

また、市の総面積の 64.0%が森林で中小の山々が連なり、平野は河川流域に沿って開けている。

2) 気象概要

当市は温暖多雨で、亜熱帯性気候に属している。夏から秋にかけて毎年豪雨、台風に見舞われる一方、干ばつ害を受けることもしばしばである。気温は平均 17.7℃である。

降雨量は年平均 2,283mm であり、梅雨期、夏から秋の台風や局地的な豪雨により、災害が発生する危険性がある。

また、冬季においては、冬型の気圧配置による寒波により山沿いを中心に平地でも積雪がある。

3) 大雨・台風・土砂災害

当市における風水害は、6月から7月にかけての梅雨期と台風による大雨が、これまでも大きな被害をもたらしている。

特に、2級河川万之瀬川の左岸に位置する市街地では、1mを超える浸水により 1,700 戸の被害が予想（南さつま市防災計画から）されている。

また、土砂災害警戒区域に 1,603 か所が指定されており、特に、笠沙地区、坊津地区では、海岸線と山との狭隘な場所に住宅が集中している。

なお、当市における主な災害は以下のとおりである。

<平成 5 年台風 13 号>

平成 5 年 9 月 3 日に薩摩半島山川付近に上陸。上陸時の最大風速が 50m/s であったため、県内全域で大雨と強風による被害が多発した。当市金峰町扇山では、土砂崩れにより 20 人が死亡したほか、白川地区においても 1 人が土砂崩れの犠牲となった。

また、大雨により市街地を流れる万之瀬川の水位が上昇、堤防決壊は避けられたが、内水の排水ができず、800 世帯にのぼる床上床下浸水の被害があった。万之瀬川以外の旧加世田市内の中小河川は、各地で越水、決壊が発生し、がけ崩れや倒木等も続発、住宅や田畑等甚大な被害を受けた。

<平成 12 年 6 月大雨>

九州南部付近にあった梅雨前線が、6 月 25 日午後 3 時頃から活発となり、薩摩地方南部に大雨を降らせた。坊津では午前 5 時までの 1 時間に 125 mm、笠沙では午前 8 時までの 1 時間に 112 mm、大浦でも午前 8 時までの 1 時間に 102 mm を計測した。

この集中豪雨により、旧坊津町では、道路 23 路線や河川 30 か所が決壊するなど多くの被害をもたらし、特に泊川などの氾濫により、住宅の全壊 2 棟、半壊 1 棟、床上浸水 41 棟、床下浸水 131 棟の被害があった。

旧笠沙町では、祓川、笠石川の堤防決壊等で住宅の全壊 2 棟、半壊 2 棟、床上浸水 22 棟、床下浸水 150 棟、旧大浦町では床上浸水 17 棟、床下浸水 249 棟、旧加世田市では床上浸水 2 棟、床下浸水 16 棟の被害があった。

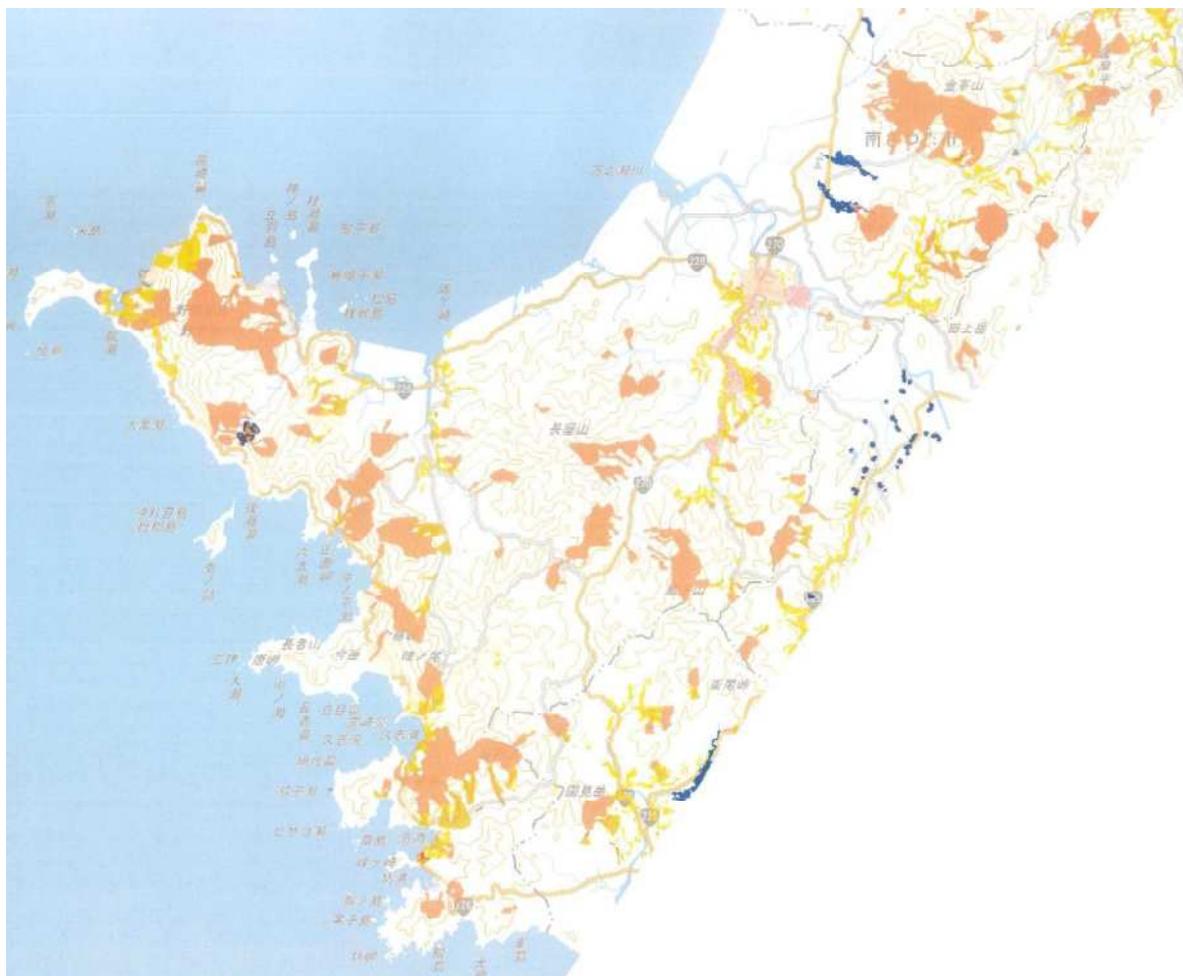


図1 ハザードマップ（国土交通省重ねるハザードマップから）

4) 地震・津波

当市では近年、鹿児島湾や薩摩半島西部沖を震源とする地震で、震度4を記録しているが、幸いにして被害は発生していない。

当市防災計画では、表1のように当市における地震と津波を想定している。笠沙地区や坊津地区は海岸線に住宅が集中している。

表1 当市における想定地震の最大震度と最大津波（南さつま市防災計画から）

想定される地震	最大震度	最大津波	
		到達時間 (分)	津波高 (m)
①鹿兒島湾直下の地震	5強	105	1.73
②県西部直下の地震	6弱	47	3.27
③甌島列島東方沖の地震	5弱	27	7.30
④県北西部直下の地震	4		
⑤熊本県南部の地震	4		
⑥県北部直下の地震	3		
⑦南海トラフの巨大地震（基本ケース）	5弱		
⑦南海トラフの巨大地震（東側ケース）	4		
⑦南海トラフの巨大地震（西側ケース）	5弱		
⑦南海トラフの巨大地震（陸側ケース）	5弱		
⑦南海トラフの巨大地震（CASE5）		203	3.93
⑦南海トラフの巨大地震（CASE11）		155	4.23
⑧種子島東方沖の地震	5強	160	2.65
⑨トカラ列島太平洋沖の地震	5弱	105	3.72
⑩奄美群島太平洋沖（北部）の地震	3	112	3.27
⑪奄美群島太平洋沖（南部）の地震	2	225	2.89

図2 最大震度6弱が想定される県西部直下地震の震度分布（鹿兒島県地震等災害被害予測調査報告書概要版から）

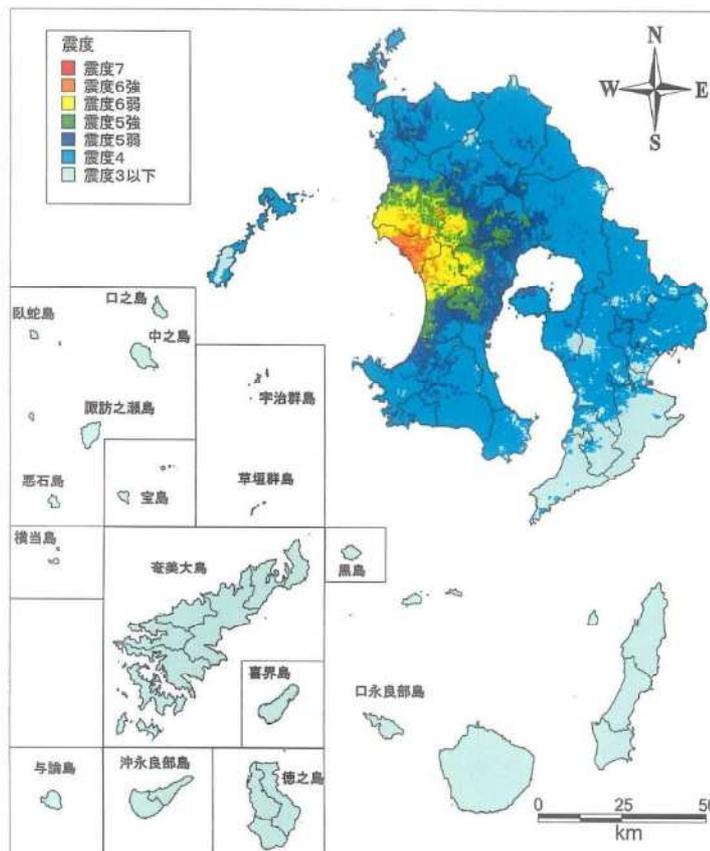
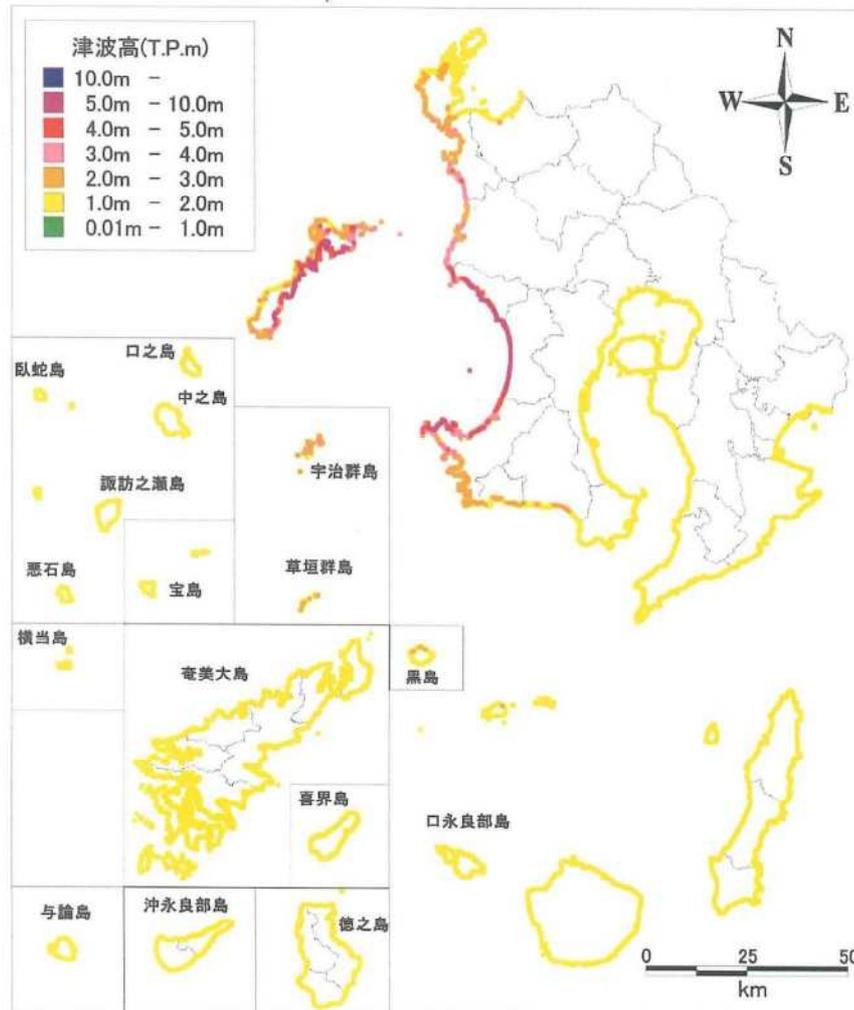


図3 最大津波高 7.30mが想定される甬島列島東方沖地震の津波高分布図（鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書概要版から）



5) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は、全国的な感染拡大により国民の生命及び健康に重大な影響を与えている。当市においても59人（令和3年10月末現在）の感染が確認されており、感染予防・防止対策を更に徹底していく必要がある。

(2) 商工業者の状況

1) 南さつま商工会議所管内

・商工業者数 997 人 (令和2年12月現在)

・小規模事業者数 857 人 (令和2年12月現在)

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	農林魚業	14	13	
	鉱業・採石業・砂利採取業	1	1	
	建設業	138	129	
	製造業	69	49	
	電気・ガス・熱供給・水道業	8	7	
	情報通信業	5	3	
	運輸業・郵便業	15	11	
	卸売業・小売業	245	192	
	金融業・保険業	14	7	
	不動産業・物品賃貸業	82	76	
	学術研究・専門技術サービス業	35	28	
	宿泊業・飲食サービス業	125	113	
	生活関連サービス業・娯楽業	118	112	
	教育・学習支援業	34	31	
	医療・福祉	39	39	
	複合サービス業	3	2	
サービス業	52	44		
合 計		997	857	

2) 南さつま市商工会管内

- ・ 商工業者数 453 人 (令和 2 年 12 月現在)
- ・ 小規模事業者数 427 人 (令和 2 年 12 月現在)

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	農林漁業	5	3	
	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	
	建設業	105	102	
	製造業	56	46	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	
	情報通信業	0	0	
	運輸業・郵便業	10	10	
	卸売業・小売業	120	114	
	金融業・保険業	0	0	
	不動産業・物品賃貸業	4	4	
	学術研究・専門技術サービス業	8	8	
	宿泊業・飲食サービス業	26	26	
	生活関連サービス業・娯楽業	67	66	
	教育・学習支援業	3	3	
	医療・福祉	6	6	
複合サービス業	4	1		
サービス業	38	37		
合 計		453	427	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定、防災点検及び防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄、防災マップの作製及び配布

2) 南さつま商工会議所及び南さつま市商工会（以下「当会等」という。）の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナー開催
- ・ 各損保会社、共済組合と連携した損害保険の加入促進

II 課題

当市は、長い海岸線を持ち、河川流域に沿って平野が開けている。また、市の総面積の6割近くを森林で中小の山々が繋がっており、これまでも、台風や大雨により、浸水被害や土砂災害が発生しているが、災害時における行政等との連携について、十分な体制が構築されておらず、また、当会等職員の災害対応に関する経験・知識も不足しており、各種保険制度のノウハウを含めスキルアップを図る必要がある。

また、事業者のBCPに対する意識も低く、さらにBCPの重要性を周知していく必要がある。

さらに、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP作成の支援を行う。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会等と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、事務所内又は域内において感染者が確認された場合には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

自然災害発生時に、混乱なく応急対策等に取り組めるよう当会等と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催回数	2	2	3	3	3
専門家派遣件数	4	4	5	7	9
事業者BCP策定件数	5	7	7	9	9

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・南さつま商工会議所は、令和3年10月に事業継続計画を作成（別添）。
- ・南さつま市商工会は、令和3年10月に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・南さつま市事業継続力強化支援計画を当会等ホームページ及び当市ホームページに掲載する。
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、(仮称)南さつま市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会等（法定経営指導員の参画含む）、当市）を年1回（6月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
- ・協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、ホームページや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

事業者BCP等の取組状況の確認

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ 目標件数	3	5	8	8	9

5) 本計画に係る訓練の実施

自然災害（震度6弱の地震又は津波を伴う地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会等と当市で共有する。）
- ・事務所内又は域内で感染者が確認された場合、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会等による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会等と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会等と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

- ・ 感染症に関しては、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 当会等と当市は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当会等と当市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会等と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会等は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会等より（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）県の商工政策課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や鹿児島県等からの情報や方針に基づき、当会等と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会等又は当市より県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス danta@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

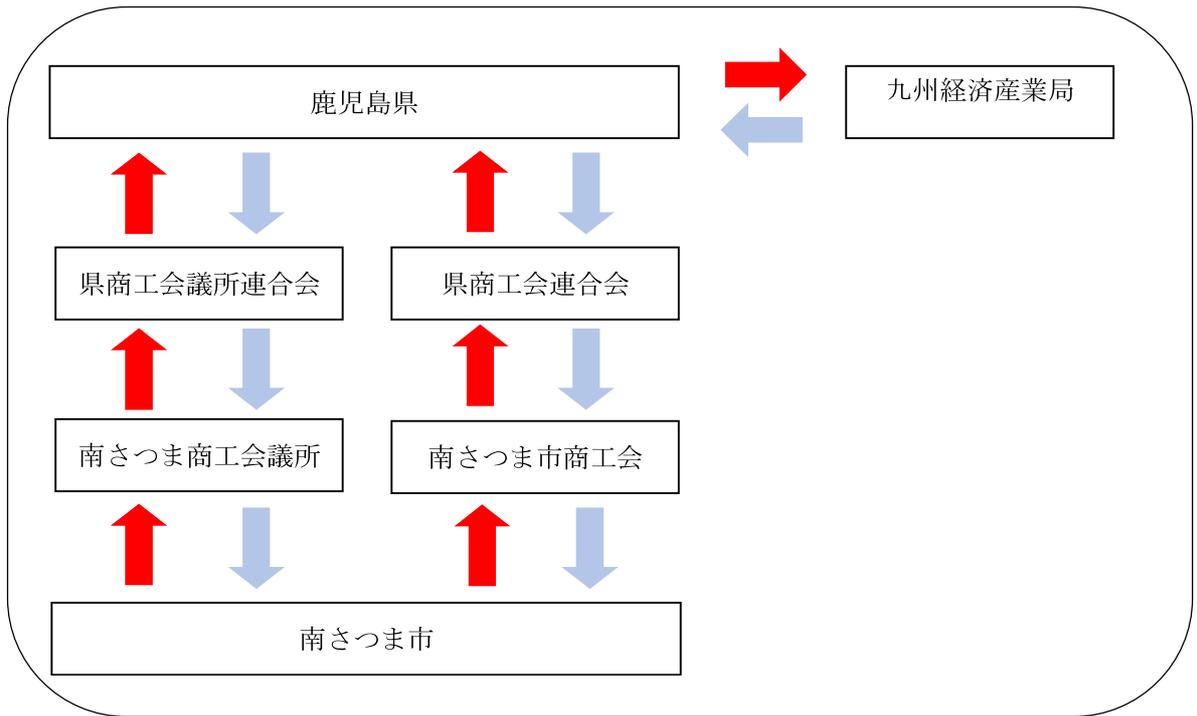
調査者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額

事業所名	住所	業種 （標準業）	従業員数 （単位）	被害額 （事業所の負担に 必要を記入 をおよぼす）	（被害額内訳） 単位：千円				被害状況 （※任意 詳細な状況がつかれる内容があれば）
					土地 （建物土砂崩壊 害・浸水等） （保災前所有額）	建物 （保災前所有額）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

・ 当会等と本市が共有した情報を、県の指定する方法（様式①、下図）にて当会等より（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当会等の相談窓口の開設方法について、当市と相談する。
- ・ 当会等は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 当会等は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 当会等及び当市は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 当会等は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、当会等は事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

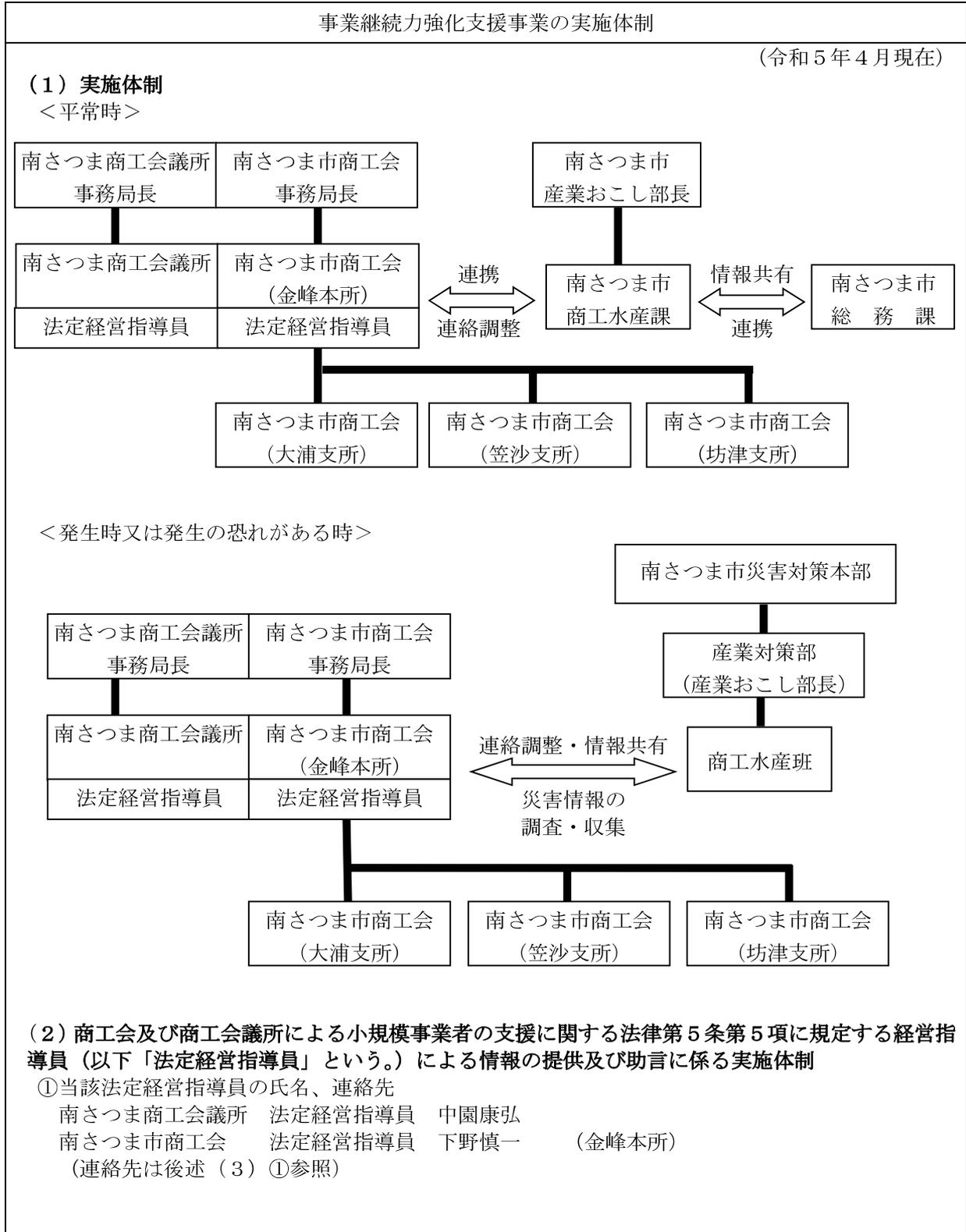
- ・ 当会等及び当市は、県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、当会等の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県商工会議所連合会、県商工会連合会及び県に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会議所／商工会、関係市町村連絡先

①商工会議所／商工会

南さつま商工会議所 中小企業相談所

〒897-0006 鹿児島県南さつま市加世田本町23番地7

TEL：0993-53-2244 FAX：0993-52-2016

E-mail：info@minamisatsum-cci.or.jp

南さつま市商工会

〒899-3403 鹿児島県南さつま市金峰町尾下1538番地1

TEL：0993-77-0097 FAX：0993-77-0955

E-mail：minamisatsuma-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

南さつま市役所産業おこし部商工水産課

〒897-8501 鹿児島県南さつま市加世田川畑2648番地

TEL：0993-76-1606 FAX：0993-52-0113

E-mail：e_shoukou@city.minamisatsuma.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	520	520	660	800	940
専門家派遣費	280	280	350	490	630
セミナー開催費	140	140	210	210	210
チラシ作成費	100	100	100	100	100
協議会運営費	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階 ②東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 大久保隆 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12番5号 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 巡回指導時や窓口にて、自然災害による事業継続への影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、自然災害や火災に備えた損害保険・共済加入等)について説明する。 被災に備え、事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ②地区内の小規模事業者に対する復興支援 保険加入者リストの提供により、被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照らし合わせ、該当者の保険金請求手続きを支援する。
連携して事業を実施する者の役割
①休業補償、水害保証等の損害保険・共済の情報提供 ②事業継続の取組、BCP作成に関する専門家の紹介 ③災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き
連携体制図等